

平安京の設計

<http://www.kyoto-arc.or.jp>

(財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館

京都の市街地は、東西南北に基盤の目のように道路が通っている。これは平安時代の条坊制の名残りであり、道路が形や規模を変えながらも現在に受け継がれてきた証拠である。

条坊制とは、古代の都城における街路街区の区割制度をいい、縦横の道路によって基盤目状に区画され、東西を坊、南北を条と称する。平安京では坊は朱雀大路を中心に東西に一坊から四坊まで、条は一条から九条までと一条の北にさらに北辺という8町からなる「坊」が存在する。平安京の条坊の概要は古代法典の一つ『延喜式』の「京程」に記述されており、ここから平安京の大きさや各道路、および宅地である「町」の規模や数を知ることができる。平安京全体は東西

4,476.675 m、南北5,225.772 m、面積23,394,082.87 m²を有し、現在の寺町通から葛野大路、一条通から九条通の区域がほぼこれにあたる。

道路には大路と小路があり、これらは路面、側溝、大行、築地で構成され、その規模は両築地の中心から中心までの距離で表わされる。単位(ものさし)は丈尺(一丈=十尺)で表わされ、現在の一尺(30.303cm)よりやや短かく29.8445cmであったことがわかってきた。平安京の東西の中心には



七条小学校構内から発見された西筋小路
側溝にはさまれた路面に職がみえる(北から)

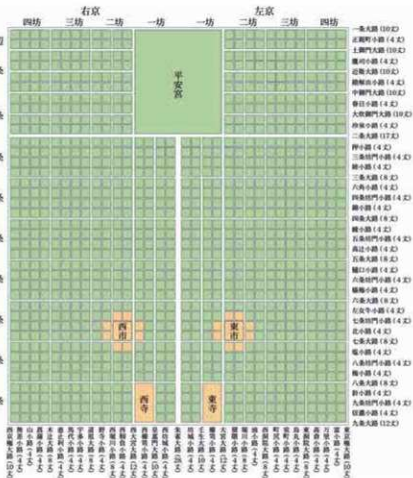
幅28丈(83.56 m)の朱雀大路が南北に通る。天皇の住まいがあり、政治の中心地でもある平安宮の南限に幅17丈の二条大路が東西に通る。この2本の大路を中心に4本目毎に幅8丈の大路があり、宮に面する区域では2本目毎に幅10丈の大路となる。また宮の東と西を限る両大宮大路と、平安京南限の九条大路は幅12丈、小路は幅4丈である。これらの道路に四方を囲まれた空間が「町」と呼ばれる宅地である。

平安京以前、たとえば平城京の

設計では、まず道路の中心から中心までを45丈として区割りした後、そこから宅地側に道路幅の半分を削いでいくように造られているため、道路の幅により宅地の大きさが違ってくる。つまり朱雀大路などの広い道路に隣接するところは大幅に宅地が削られてしまうのである。これに対して平安京では、まず1町の大きさを40丈四方と決め、これに道路幅を加えていく方法をとっている。したがって、すべての「町」が同じ大きさであり、これが平安京の特徴である。

平安京に住む人々は宅地をもらうことになるが、その地位により大きさが異なってくる。位の高い人は1町あるいはそれ以上をもらうが、大半の人は1町以下の分割された土地に住むことになる。町を東西に4分割したものを「行」、南北に8分割したものを「門」といい、四行八門制という。このように1町を32分割した最小単位の宅地を「戸主」と呼び、その規模は東西10丈、南北5丈で小さいように思われるが445.35㎡（約135坪）を有する。

私たちが住んでいる家には、必ず住所があるように、平安京の宅地にも位置表示が出来るようになっている。たとえば「平安京右京三条二坊六町東一行北六門」なら、平安京のメインストリートである朱雀大路を中心にして西になり、三条は二条大路と三条大路の間となる。四方を大路に囲まれた範囲を「坊」とよび、二坊は朱雀大路側から西に二つ目

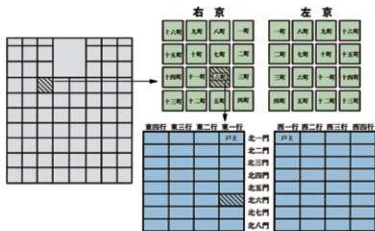


平安京の条坊 両堀川小路は川幅2丈を含む。

の坊をいう。一つの坊には縦横に3本の小路が通り東西に4、南北に4、計16の「町」ができる。「町」の呼び方は朱雀大路側の大路より東西1筋目の北から南へ一から四町、2筋目は南から北へ五から八町、3筋目は北から南へ九から

十二町、4筋目は南から北へ十三から十六町となる。「町」内は四行八門制でいい、右京の場合は朱雀大路側から東一行（左京は西一行）から四行へ、北から北一門から北八門という（下図参照）。

実際に私たちは、発掘調査で路面などの条坊に関する遺構を発見することがあり、現在約100箇所の条坊遺構を確認している。発見される道路の位置関係から『延喜式』の「京程」どおり、それもかなり精度よく条坊が施行されたことがわかってきた。今から1200年前に巨大な都を造営し街並みを整えていった人々は、私たちが考えているよりもはるかに優れた技術をもっていたのである。



四行八門制でみる「右京三条二坊六町東一行北六門」の位置表示図